

長野県中山間地域農業直接支払事業懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 中山間地域農業直接支払事業の適正な実施に当たり、中山間地域における総合的な農業の振興に資するとともに、明確かつ客観的な基準の下に透明性の確保を図るため、特認基準、市町村の対象農用地の指定、実行状況の点検・評価等を行う長野県中山間地域農業直接支払事業懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(会議事項)

第2条 県は、中山間地域農業直接支払事業に係る次に掲げる事項について懇談会において意見を聴く。

- (1) 県の特認基準
- (2) 市町村の対象農用地の指定
- (3) 実行状況

(構成)

第3条 懇談会は、学識経験者、経済界、消費者代表等から構成し、県が依頼する。

(座長)

第4条 懇談会に座長を置く。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月21日から施行する。